

○北杜市ごみ及び資源物収集所設置要綱

平成21年6月1日

告示第50号

(目的)

第1条 この告示は、各地区においてごみ及び資源物収集所を設置するに当たり、市がその設置、設置範囲、維持管理等について適切な指導を行うことにより、ごみ収集作業の安全と効率化を確保し、地区内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区等 北杜市行政区長設置条例（平成16年北杜市条例第8号）の規定に基づく行政区その他市内の一定の区域に居住又は別荘を利用している者で形成された組織をいう。
- (2) ごみ及び資源物収集所 地区等の一般家庭又は別荘から排出されるごみ及び資源物を集積するために設けられる施設をいう。
- (3) 住民等 市内に居住する者又は市内の別荘を利用する者をいう。

(設置基準)

第3条 ごみ及び資源物収集所の設置の基準は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、地区等の実情を考慮し、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) ごみ及び資源物収集所の設置範囲は、本市に住民登録を行っている者又は1年のうちおおむね10ヶ月以上北杜市内の別荘を利用する者の世帯が10世帯以上あること。
- (2) ごみ及び資源物収集所の設置場所は、収集車（4トン車）が道路交通法の規定に従うことができ、かつ、収集作業を安全で効率的に行うことができる場所であること。
- (3) ごみ及び資源物収集所の設置場所は、事前に土地所有者又は管理者と協議し、承諾を得ていること。

(4) ごみ及び資源物収集所の設置場所は、他からの苦情がないと認められる場所であること。

(5) ごみ及び資源物収集所の設置場所は、近隣のごみ及び資源物収集所から100メートル以上距離が離れていること。

(6) ごみ及び資源物収集所は、不法投棄防止の対策を講じること。

(7) ごみ及び資源物収集所は、年間を通してごみ及び資源物が周囲に飛散しないよう管理できる構造、大きさのものであること。

(設置申請者)

第4条 ごみ及び資源物収集所の設置申請ができる者（以下「申請者」という。）は、設置場所の地区等を代表する者とする。

(設置・変更申請)

第5条 申請者は、第3条に規定する設置基準を満たすごみ及び資源物収集所を設置又は設置場所を変更しようとする場合は、北杜市ごみ及び資源物収集所設置・変更申請書（様式第1号）に所定の事項を記入し、次の各号に掲げる必要書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(1) ごみ及び資源物収集所設置位置図

(2) 承諾書（様式第2号）

(3) ごみ及び資源物収集所利用者名簿（様式第3号）

(4) ごみ及び資源物収集所利用者位置図（利用者名簿の番号を表示）

(5) 誓約書（様式第4号）

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請に基づき内容の審査及び現地調査を行い、ごみ及び資源物収集所の設置について適当と認める場合は、申請者に北杜市ごみ及び資源物収集所設置等承諾書（様式第5号）を交付するものとする。

(ごみ及び資源物収集所の位置づけ)

第6条 前条の申請により市が認めたごみ及び資源物収集所については、市の指定ごみ及び資源物収集所（以下「指定収集所」という。）とする。

(指定収集所へのごみ及び資源物の排出者の範囲)

第7条 指定収集所へごみ及び資源物を排出できる住民等の範囲は、設置場所の地

区等を代表する者が定めるものとする。

2 指定収集所の設置者及び新たに指定収集所の近隣住民等となった者は、本市の廃棄物の施策に従い、互いに指定収集所が利用できるよう努力するものとする。

3 第1項に規定する住民等であっても、事業活動に伴って排出されたごみ及び資源物は、指定収集所へ排出してはならない。

(指定収集所へのごみ及び資源物の排出時間)

第8条 指定収集所へのごみ及び資源物の排出時間は、原則としてごみ排出日当日の午前8時までとする。

2 ごみ排出日以外は、ごみ及び資源物を排出してはならない。

(指定収集所の維持管理)

第9条 指定収集所は、住民自治の観点から地区住民等の協力により維持管理及び環境整備に努めるものとする。

(指定収集所からのごみ及び資源物の持ち出し禁止)

第10条 指定収集所に排出されたごみ及び資源物は、本市の収集作業に携わる者以外、何人もみだりに持ち出してはならない。

(廃止及び中止)

第11条 指定収集所の廃止又は利用の中止をしようとするときは、市長に北杜市ごみ及び資源物収集所廃止(中止)届(様式第6号)を提出しなければならない。

2 ごみ及び資源物の排出が定期的にされないとき又は清潔の保持がなされないとき、その他収集することが不相当と市が認めたときは、管理者等にその旨を通知し、指定収集所の収集業務を中止することができる。ただし、清潔の保持の回復が行われる等、収集することが相当と認められたときは、管理者と協議後、収集業務を再開するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に設置されているごみ収集所は、この告示の規定により設置されたごみ収集所とみなす。

様式第1号(第5条関係)

北杜市ごみ及び資源物収集所 設置・変更 申請書

年 月 日

北杜市長 様

地区名
代表者住所
代表者名 ㊟
電話番号

下記により、ごみ及び資源物収集所の 設置・変更 をしたいので申請します。
なお、設置後の収集所の維持管理については、市の指示に従い所定の方法で行います。

記

- 1 収集所の所在(変更の場合は新旧記載)
地番
地目
所有者
- 2 必要理由
- 3 管理方法(設置の場合)

添付書類

- 1 ごみ及び資源物収集所施設位置図・承諾書(様式第2号)・ごみ及び資源物収集所利用者名簿(様式第3号)・ごみ及び資源物収集所利用者位置図(利用者名簿の番号を表示)・誓約書(様式第4号。北杜市に住民登録がない利用者がある場合)
- 2 その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第5条関係)

承 諾 書

年 月 日

北杜市長 様

承諾者 住所
氏名



次の土地にごみ及び資源物収集所を設置することを承諾致します。

土地の所在

土地の所在	地目	面積(m ²)	所有者	管理者

様式第4号(第5条関係)

誓 約 書

北杜市長 様

地区名
利用者 住所
氏名



私は、この度北杜市ごみ及び資源物収集所設置要綱に基づき、ごみ及び資源物収集所の利用を行うにあたり、要綱第3条第1号に規定されるごみ及び資源物収集所の利用者として、1年のうちおおむね10ヶ月以上北杜市内の別荘を利用していることを誓約します。

万一相違があった場合は、ごみ及び資源物収集所の利用の取消しその他いかなる処分をされてもなんら異議申し立ては行いません。

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

様

北杜市長

北杜市ごみ及び資源物収集所設置等承諾書

年 月 日付申請のあったごみ及び資源物収集所の設置については、下記のとおり承諾したので、北杜市ごみ及び資源物収集所設置要綱第5条第2項の規定により交付します。

記

1 承諾の内容	新設・移設
2 ごみ及び資源物収集所の位置	
3 利用世帯数	
4 ごみ及び資源物収集所の名称	
5 承諾の条件	<ul style="list-style-type: none">・市内に住民登録を行っている者又は1年のうち概ね10ヶ月以上北杜市内の別荘を利用する者の利用であること。・ごみ及び資源物収集所の管理は、管理者が責任をもって行い、清潔の保持に努めること。・市の廃棄物の施策に協力し、定められたルールを守ること。・設置後、転入者等から利用希望があった場合は、受け入れるよう努力すること。

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

北 杜 市 長 様

地区名
代表者住所
代表者名
電話番号



北杜市ごみ及び資源物収集所廃止(中止)届

下記のとおり、ごみ及び資源物収集所の利用を廃止(中止)したいので届け出ます。

記

1 ごみ及び資源物収集所の位置	北杜市
2 ごみ及び資源物収集所の名称	
3 廃止・中止の別	廃止・中止
4 廃止(中止)年月日	年 月 日

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 1 1 条関係)